

※ 平成26年6月の労働安全衛生法第88条の改正及び同条の改正に伴う関係法令の改正により、規模の大きい工場等*で建築物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されました。(施行日 平成26年12月1日)

*届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場

改正後の機械等の事前届は、以下のとおりです。

機械等設置・移転・変更届(様式第20号)

1 必要なとき

安衛則別表第7に記載する機械等(表)を設置、移転又は主要構造部分を変更するときは、所定の事項を記載した書面と図面等を添付して、その計画を所轄労働基準監督署長に届出しなければなりません

なお、労働安全衛生マネジメント指針に基づく措置その他の措置を適切に実施しているとして事業場の申請に基づき労働基準監督署長が認定した事業場については、計画の届出が免除されます。

2 根拠法令

安衛法第88条第1項、安衛則第85条、安衛則第86条、安衛則別表第7

3 提出期限、提出先

当該工事開始日の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出

4 提出方法：添付書類

安衛則様式第20号に次の様式を添付します。

労働則 別表7の機械の種類ごとに、同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等

5 記載上のポイント

備考を参考に記載します。計画の概要等は別紙に記載します。